

鹿島市告示第 103 号

鹿島市では、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 7 号）第 2 条の規定により、次の施設の指定管理者を公募します。

令和 8 年 8 月 3 日

鹿島市長 松 尾 勝 利

（１） 公の施設の概要

施設の名称 : 鹿島市自然の館
施設の所在地 : 鹿島市大字山浦 丙 3 8 7 1 番地 8 8
管理する建物 : 研修棟 木造平屋 211.04 m²
宿泊棟 木造二階建 361.76 m²
屋外公衆トイレ 木造平屋 14.40 m²
その他 附帯施設 17.36 m²
東屋 21.84 m²

（２） 管理の基準及び業務の範囲

管理の基準

鹿島市自然の館設置条例（平成 16 年条例第 2 号）、鹿島市自然の館設置条例施行規則（平成 16 年規則第 13 号）、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）及び関係法令等を遵守し、自然とのふれあいのなかで、森林林業について学習する機会を提供することにより、地域間交流の促進を図り、林業・地域の振興に資する管理運営を行う。

業務の範囲

- （ア）施設の開館、閉館、当直等に関する業務
- （イ）利用者の受付、研修、宿泊、食事の提供等に関する業務
- （ウ）利用の許可に関する業務
- （エ）利用料金の徴収及び還付に関する業務
- （オ）施設および設備の維持管理に関する業務
- （カ）地域振興に関する業務
- （キ）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（３） 指定の予定期間

自：令和 9 年 4 月 1 日 至：令和 12 年 3 月 31 日

（４） 申請の資格

- ・管理の基準に基づいた管理運営を行う法人又はその他の団体であり、かつ、令和 8 年 8 月 18 日（火）または 19 日（水）のいずれかの説明会に出席した者
- ・鹿島市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等でない者

（５） 募集要項の配布期間

自：令和 8 年 8 月 3 日（月） 至：令和 8 年 8 月 13 日（木）

(6) 申請の受付期間

自：令和8年8月24日（月） 至：令和8年8月31日（月）

(7) 申請の方法

募集要項に従い、指定管理者指定申請書、施設の事業計画書、規則で定める書類を受付期間の平日午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までは除く）の間に、鹿島市役所 産業部 農林水産課 農山漁村係に持参し申請する。

(8) 募集要項の配布場所、問合せ先

鹿島市役所 産業部 農林水産課 農山漁村係

電話 0954-63-3413

FAX 0954-63-2313